

競争の導入による公共サービスの改革に関する 法律に基づく競争入札（市場化テスト）の実施 に関する方針

箕 面 市

令和元年7月改訂

1. 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく競争入札制度（市場化テスト）の概要及び導入の意義

（1）概要

「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」（以下「法」という。）に基づく競争入札制度（以下「市場化テスト」という。）は、これまで「官」が実施してきた行政サービスについて、質を確保しつつ、民間に委ねるために競争原理を導入し、質と価格の両面で最も優れた者がサービスの提供を担っていく制度である。

法では、法律の特例を設け、特例が適用される窓口の業務を「特定公共サービス」と規定し（法第34条）、公務員が配置されていなくても民間事業者に委託することを可能としている。

また、この法により市場化テストの手法が明らかとなり、入札手続きについて透明性・公平性を確保するための合議制機関の設置や、契約締結に議会の議決が必要などの規定が定められている。

（2）導入の意義

効率的で質の高い行政を実現するためには、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意工夫を適切に反映させることにより、低コストで、より良質な公共サービスの提供を目指すことが必要である。

法第8条では、市場化テストの対象となる特定公共サービスの内容、競争の導入による公共サービスの改革の意義及び目標を実施方針で定めるよう規定している。本市においても市場化テストを導入するにあたり、その基本的な考え方等を取りまとめるため、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく競争入札（市場化テスト）の実施に関する方針」（以下「実施方針」という。）をここに定める。

（参考）法第34条に規定する特定公共サービス

- ① 戸籍謄本等の交付の請求の受付及び引渡し
- ② 納税証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- ③ 住民票の写し等の交付の請求の受付及び引渡し
- ④ 戸籍の附票の写しの交付の請求の受付及び引渡し
- ⑤ 印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し

2. 目標と効果

（1）公共サービスの質及び効率性の向上

公共サービスに適切な競争原理を働かせることで、公共サービスの質及び効率性の向上を図る。

（2）官民協働の推進

官と民のそれぞれの長所や得意分野を活かし、公共サービスに関する役割を分担する。このことにより、業務の効率化と併せて官民協働の推進を図る。

(3) 情報公開の推進

市場化テスト実施においては、対象業務における官の経費の正確な把握と官民間の公平な比較が必要であることから、事前の情報公開が義務づけられている。

それまで分かりにくかった業務情報等を一般公開することにより、行政運営の透明化を図り市民への説明責任が実現できる。

3. 基本原則

(1) サービスの質の確保の原則

市場化テストの実施にあたっては、単に価格のみを評価するのではなく、業務に対する姿勢や実施体制、安全管理や緊急時の対応などを総合的に評価し、サービスの質を確保しなければならない。

(2) 公平性及び透明性の原則

競争入札を実施する上で、公平・公正な入札を行うためには、適切な競争環境の整備が必要である。そのため、市は入札に必要な情報を公開し、第三者により構成された合議制機関の議を経て入札実施要項を作成することにより、より適切な事業者の選定を行う。

(3) 行政の責任堅持の原則

競争入札の結果、最も優れた提案を行った民間事業者が事業実施者となるが、行政サービスの実施に係る最終的な責任は市にあることに変わりない。そのため、民間事業者が実施する行政サービスの状況や、個人情報取り扱いなどについて、契約書に規定し、それを遵守させるとともに、適切な指導や監督を行い、必要であれば改善等を指示することとする。

4. 市場化テストの対象とする業務

市場化テストの対象とする業務は、以下のとおりである。

- (1) 住民基本台帳法第12条第1項の規定に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- (2) 市長が作成する印鑑登録証明書の交付の請求の受付及び引渡し
- (3) 地方税法第20条の10の規定に基づく証明書のうち、課税証明書の交付に係る請求の受付及び引渡し

5. 市場化テストの手続きの流れ

(1) 合議制機関の設置

法第47条では、市場化テストの実施過程において透明性・中立性・公平性を確保するために、第三者により構成された合議制の機関を条例によって設置することを定めている。

市は、箕面市競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく審議

委員会（以下「審議委員会」という。）を設置し、入札実施要項の作成に係る審議等、法によりその権限に属させられた事項を所掌する。

(2) 入札実施要項の作成

入札募集の説明として、業務内容、委託期間、入札参加資格などを定めた入札実施要項を作成する。入札実施要項は、審議委員会の議を経た上で作成し公表する。

(3) 入札の実施・落札者の決定

入札実施要項に基づき入札を実施し、落札者の決定については価格だけでなく総合的な評価で行う。その評価の基準については、入札実施要項で定めるものとし、透明性を確保するものとする。

(4) 契約締結・業務開始

契約は、議会の議決を経た上で締結され、契約内容を公表する。

公共サービス実施事業者は、業務を実施するうえで必要とされるサービスの水準を明記した契約に基づき業務を開始し、市ではその遂行について継続的な指導や監督を行うこととする。

(5) 事業の評価

実施期間中の業務について評価を行い、今後のサービスの質の向上に役立てるものとする。

以上